

別表

補助対象		補助率又は補助金額	補助対象者 ()は補助対象者が事業 主体でない場合	採 択 要 件
事業	経 費			
施設園芸物価高騰緊急対策事業	<p>施設園芸における、物価高騰の影響緩和と生産基盤の強化を図るため、補助対象者が次に定める取組を行う場合に要する経費</p> <p>1 栽培環境改善緊急支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ハウス長寿命化・機能向上に必要な機器導入等に係る経費 栽培環境の改善に必要な資材、機器の導入に係る経費 <p>2 木質ペレット安定価格支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 木質ペレット価格の負担軽減にかかる経費 ただし、事業対象経費は、令和7年4月1日以降に実施したものに限る。 	<p>2分の1以内</p> <p>定額 (7円/kg以内)</p>	<p>営農集団、宮崎県農業協同組合等</p> <p>宮崎県農業協同組合等</p>	<p>1 営農集団</p> <p>次の要件を備えた農業者の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表者の定めがあること。 組織の規約及び管理運営の定めがあること。 地域計画における目標地図に位置付けられているもの又は位置づけられることが見込まれるものが含まれていること。 構成員が3戸以上であること。